

乳幼児や介護等が必要な方が
おられる世帯のみなさまへ



**おむつ等を捨てるための可燃袋を世帯人数
による調整分とは別に追加で配付します。**

※令和3年2～3月の配付内容は、令和2年8～9月と同じ
内容で配付する予定です。

可燃調整袋
追加配付枚数

乳幼児 → 1名につき2セット (20枚)
介護等が必要な方 → 1名につき4セット (40枚)

令和2年8～9月の配付内容から追加や停止又は変更
がある方は、**12月11日(金)までに資源循環課に
ご連絡ください。(電話:072-924-3866)**

なお、今回ご連絡いただいた内容につきましては、
令和3年2～3月にかけて、班・組長さん等を通じて
配付する内容に反映されます。

★配付先名簿の調査中止に伴い、令和3年2～3月の指定袋の配付は、令和2年8～9月の
配付内容をもとに配付する予定です。おむつ等を捨てるために可燃袋を必要とされる方の
人数についても、追加や変更の連絡がない場合には令和2年8～9月の配付内容が反映さ
れます。



※市役所本館12番窓口、資源循環課(清掃庁舎内)各出張所・コミセン・人権
コミセンでも、ご申請いただければ可燃調整袋を配付いたします。その際には証
明になるものが必要です。(母子手帳、おむつの領収書等)

回覧										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

問い合わせ先 資源循環課 電話：072-924-3866

